

矢 巾 町
介護予防・日常生活支援総合事業
単位数サービスコード表

平成30年10月1日から適用

- 1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表
- 2 訪問型サービス(独自)サービスコード表
- 3 通所型サービス(みなし)サービスコード表
- 4 通所型サービス(独自)サービスコード表
- 5 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表

(従前相当みなし指定:平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,168 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,168	1月につき		
	1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818			
	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,051			
	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	736			
	2111	訪問型サービスⅠ日割		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	38		1日につき	
	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27			
	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	34			
	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	24			
	1211	訪問型サービスⅡ		ロ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,335 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			2,335
	1213	訪問型サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,635	
	1214	訪問型サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		2,102			
	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,472			
	2211	訪問型サービスⅡ日割	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		77	1日につき		
	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		54			
	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		69			
	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		49			
	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,704 単位		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		3,704	1月につき
	1323	訪問型サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593		
	1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,334			
	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,334			
	2321	訪問型サービスⅢ日割		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	122	1日につき		
	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85			
	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110			
	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77			
	2411	訪問型サービスⅣ		ニ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 266 単位 ※1月の中で全部で4回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		266	
2413	訪問型サービスⅣ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			186			
2414	訪問型サービスⅣ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	239					
2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	167					
2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅴ) 事業対象者・要支援1・2(週2回を超える程度) 270 単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		270			
2513	訪問型サービスⅤ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	189				
2514	訪問型サービスⅤ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	243				
2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	170				
2621	訪問型サービスⅥ		ヘ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅵ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 285 単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	285			
2623	訪問型サービスⅥ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		200				
2624	訪問型サービスⅥ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		257				
2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		180				
8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき		
8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき			
8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回につき			
8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき			
8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき			
8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回につき			
8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき			
8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき			
8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき			
4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位数加算		1月につき			
4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100 単位数加算		100			
6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算					
6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算					
6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算					
6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算					
6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算					

2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

(従前相当:平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,168 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,168	1月につき		
	1113	訪問型サービスⅠ・初任			818			
	1114	訪問型サービスⅠ・同一			1,051			
	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	736			
	2111	訪問型サービスⅠ日割			38		1日につき	
	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27			
	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	34			
	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	24			
	1211	訪問型サービスⅡ		ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,335 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			2,335
	1213	訪問型サービスⅡ・初任					1,635	
	1214	訪問型サービスⅡ・同一			2,102			
	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,472			
	2211	訪問型サービスⅡ日割			77	1日につき		
	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		54			
	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		69			
	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		49			
	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,704 単位		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		3,704	1月につき
	1323	訪問型サービスⅢ・初任				2,593		
	1324	訪問型サービスⅢ・同一			3,334			
	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,334			
	2321	訪問型サービスⅢ日割			122	1日につき		
	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85			
	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110			
	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77			
	2411	訪問型サービスⅣ		ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 266 単位 ※1月の中で全部で4回まで			266	
2413	訪問型サービスⅣ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			186			
2414	訪問型サービスⅣ・同一		239					
2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	167					
2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 270 単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで			270	1回につき		
2513	訪問型サービスⅤ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	189				
2514	訪問型サービスⅤ・同一			243				
2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	170				
2621	訪問型サービスⅥ		ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 285 単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで		285		1回につき	
2623	訪問型サービスⅥ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		200				
2624	訪問型サービスⅥ・同一			257				
2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		180				
8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき		
8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき			
8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回につき			
8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき			
8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき			
8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回につき			
8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき			
8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき			
8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数	所定単位数の 5% 加算		1回につき				
4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算		200	1月につき		
4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100			
4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200			
4002	訪問型サービス生活機能向上加算			100 単位加算	100			
6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算				
6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算				
6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算				
6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算				
6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算				

3 通所型サービス(みなし) サービスコード表

(従前相当みなし指定:平成27年3月31日以前に介護予防通所介護の指定を受けた事業所)

サービスコード		サービス内容省略	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A5	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,647	1月につき	
	1112	通所型サービス1日割			54 単位	54	1日につき	
	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,377 単位	3,377	1月につき	
	1122	通所型サービス2日割			111 単位	111	1日につき	
	1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位	378	1回につき	
	1123	通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で9回から8回まで	389 単位	389		
	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき	
	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から 利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	△376		
	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	△752		
	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100		
	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225		
	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150 単位加算	150		
	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150		
	5006	通所型複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的 サービス複 数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
	5007	通所型複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
	5008	通所型複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
	5009	通所型複数サービス実施加算 II			運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	
	5005	通所型サービス事業所評価加算			ト 事業所評価加算		120 単位加算	120
	6107	通所型サービス提供体制加算 I 1 1	チ サービス提供体制 強化加算	(1)サービス提供体制 強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
	6108	通所型サービス提供体制加算 I 1 2			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
	6101	通所型サービス提供体制加算 I 2 1		(2)サービス提供体制 強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	48	
	6102	通所型サービス提供体制加算 I 2 2			事業対象者・要支援2	96 単位加算	96	
	6103	通所型サービス提供体制加算 II 1		(3)サービス提供体制 強化加算(II)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
6104	通所型サービス提供体制加算 II 2	事業対象者・要支援2			48 単位加算	48		
6100	通所型サービス処遇改善加算 I	リ 介護職員処遇改善 加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算				
6110	通所型サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算				
6111	通所型サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算				
6113	通所型サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90% 加算				
6115	通所型サービス処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80% 加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A5	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき
	8002	通所型サービス1日割・定超			54 単位		38	1日につき
	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377 単位		2,364	1月につき
	8012	通所型サービス2日割・定超			111 単位		78	1日につき
	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位		265	1回につき
	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で9回から8回まで	389 単位		272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A5	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき
	9002	通所型サービス1日割・人欠			54 単位		38	1日につき
	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377 単位		2,364	1月につき
	9012	通所型サービス2日割・人欠			111 単位		78	1日につき
	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位		265	1回につき
	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で9回から8回まで	389 単位		272	

4 通所型サービス(独自)サービスコード表

(従前相当:平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業所)

サービスコード		サービス内容省略	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,647	1月につき
	1112	通所型サービス1日割			54 単位	54	1日につき
	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,377 単位	3,377	1月につき
	1122	通所型サービス2日割			111 単位	111	1日につき
	1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位	378	1回につき
	1123	通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位	389	
	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき
	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から 利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	△376	
	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	△752	
	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	
	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225	
	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150 単位加算	150	
	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150	
	5006	通所型複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的 サービス複 数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480
	5007	通所型複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480
	5008	通所型複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480
	5009	通所型複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700
	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120 単位加算	120	
	6107	通所型サービス提供体制強化加算 I 1 1	チ サービス提供体制 強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72
	6108	通所型サービス提供体制強化加算 I 1 2			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144
	6101	通所型サービス提供体制強化加算 I 2 1		(2)サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	48
	6102	通所型サービス提供体制強化加算 I 2 2			事業対象者・要支援2	96 単位加算	96
	6103	通所型サービス提供体制強化加算 II 1		(3)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24
	6104	通所型サービス提供体制強化加算 II 2				事業対象者・要支援2	48 単位加算
	4002	通所型サービス生活機能向上加算1	リ 生活機能向上連携 加算		200 単位加算	200	
	4003	通所型サービス生活機能向上加算2			運動機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	100
	6201	通所型サービス栄養スクリーニング加算	又 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5 単位加算	5	1回につき
6100	通所型サービス処遇改善加算 I	ル 介護職員処遇改善 加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき	
6110	通所型サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算			
6111	通所型サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算			
6113	通所型サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
6115	通所型サービス処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき
	8002	通所型サービス1日割・定超			54 単位		38	1日につき
	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377 単位		2,364	1月につき
	8012	通所型サービス2日割・定超			111 単位		78	1日につき
	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位		265	1回につき
	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位		272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき
	9002	通所型サービス1日割・人欠			54 単位		38	1日につき
	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377 単位		2,364	1月につき
	9012	通所型サービス2日割・人欠			111 単位		78	1日につき
	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位		265	1回につき
	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位		272	

5 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費(ケアマネジメントA)	要支援1・2	430 単位	430	1月につき	
	2211	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費(ケアマネジメントA)	事業対象者	430 単位			430
	4001	介護予防ケアマネジメント初回加算	ロ 初回加算		300 単位加算			300
	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300 単位加算			300